

対支二一ヶ条要求と米国の態度（二）

池田十吾

目次

- 米国政府内の再議論
- 米国政府と福建問題
- 米国政府と漢治萍問題
- 日本政府と福建問題
- 兵器問題に対するブライアンの仲介
- 強硬になる米国政府
- 日米交渉の内容発表を望む米国政府
- 日本の最終案と米国の態度
- 日本政府の決意を通告
- 米国政府の列国共同勧告案
- 米国政府の不承認主義声明
- 二一ヶ条要求と米国の世論

○米国政府内の再議論

三月二二日、珍田大使から日本政府の回答を受け取った國務長官は、即日ただちに書を大統領に呈上して次の如き意見を具申した。第一は海軍貯炭所に関するジョン・ヘイの申し出は、本来常に日本人の頭の奥に潜んでいて、米国政府の言う所は右の申し出に關係して解釈されている。昨年ベスレーヘム製鋼会社が、支那政府と福建の一港改修に関する契約を結んだと報じられた際、日本が多大の憂慮を示したもの、右のヘイの申し出が頭にあったからである。この点に関する日本の原案は、公文の交換によって解除し得る。米国は福建の沿岸に貯炭所を欲しない。殊に、この点に関する日本の感情を知った上は然りである。米国が日本を脅威するものと解釈され得る關係事業の当事者にならなければ、日本もその希望条項を再考するというのであるから、この問題はむしろ日本と支那との約束となし、米国はその約束を承認する形式を執るよう立案してはいかが。その約束というのはこれによつて港湾改修に対する一切の外国資本の投下並びに貯炭所、もしくは海軍根拠地の設置を禁止するものである。第二は日本の回答によつて、英仏独三国が既に日本が今日福建に求めていると同様の協定を得ていていることを知つて驚いた。少なくとも彼等の一国は、門戸開放政策の樹立以後にこれを得てゐる。第三は顧問の件に関しては、日本は支那を強制してこれを受諾させる考えはないと言つてゐる。日本が單にかかることを提案することは異存はない。支那がもし顧問の選択に当つて日本を無視することがあれば、日本が怒ることは当然である。第四は兵器購入の件に関しては、珍田大使は特定の数量もしくは特定の割合を要求するものではないけれども、日本においては兵器の製造は政府が携つてゐるのであるから、

事前に所要量を知つて準備をする必要があると述べた。日本は差別待遇を受けないこと、事前に通知を受けることによつてこれを除き得る。珍田大使との会談において日本がこの希望を提出した理由は、支那が独墺両国から兵器を買入れつつあるのみならず、独墺人によつて兵器廠を設ける企てのあることを発見した。敵国が支那に兵器を供給することに日本が反対する権限はない。第五は警察の件は特に満州にのみ限り、ある場合蒙古にも適用がある。大統領はこれに対し、三月二十四日、書面を以つて國務長官に対し、第一の福建問題に関しては、ジョン・ヘイの申し出によつて事態の打開を計り問題を残しておいてはならない。ウイリアムズからも同様の意見具申があつたから、その方法によつてこの問題は容易に解決し得る。その他の問題は頗る厄介である。卒直に言ってその他の「希望条項」に関する日本政府の説明では納得がいかない。虚心坦懐に日本政府と討議してみれば、今一層満足すべき返事を得られるかも知れない。日本政府の関係した動機はよく判る。それに関して日本政府を批難したくない。しかしながら、いわゆる希望条項において提議された救済方法及び予防手段は行き過ぎている。その意図はとも角として、実際上の希望条項は支那の行動の独立に対する重大な制限であり、他の諸点に比し、日本に極めて確然たる優越的地位を与える。

翌三月二十五日、國務長官は、福建問題に関するガスリー大使宛訓令案を大統領に示してその承認を求めた。その際同長官は、米国案は日支間に先づ協定を遂げ、然る後に米国がこれを承認する形を執つた。本件を全然日米間の協定に依存せしむるよりも、日支間の協定として、米国がこれを承認する形式を執つた方がよい。何故ならば日支間の協定にすれば、他の一切の国が福建省の沿岸にコンセッションを獲得することを阻止し得るけれども、もし日米間のみの約束にすれば、他の諸国はこれをなし得るに拘らず、米国のみはこれをなし得ない差別待遇となるからである。なお訓令のなかに鉄道のことを加えたのは、過去の経験によれば、外国政府が支那に鉄道を敷設すると、必ずそこに勢

力範囲を要求する。これらの勢力範囲は、支那の政治的保全に対する脅威であるとの説明を加えた。大統領は即日この訓令案に同意を与えた。同日（三月二十五日）、國務長官は更に顧問、兵器及び警察に関するガスリー大使宛内訓案を大統領に示してその承認を求めた。その際ブライアンは大統領に対し、「日支両国は何時までも隣国として生存しなければならないから、両国は隣国らしくすることが絶対に必要である。その隣国精神は日本の要求が多くても、支那の讓歩が少なくても期待できない。日支両国は互いに一方が他方を疑っていること極めて明白である。支那は日本が心に秘めた別の動機をもっているのではないかと恐れている。日本はドイツが支那において、反日偏見の醸成に全力を尽しつつあると考えている。また日本は、支那がドイツに不公平なことをするを憤慨するのは当然である」と前提して、顧問、兵器及び警察問題に関し、内訓の趣旨を説明し、特に警察問題に関しては場所を指定せず、満州及び東部蒙古にすら限定しない点に困難がある。口頭の説明では単に満州及び東部蒙古に限り、しかもこれら地方の一定の場所に限ると言っているけれども、これらの制限は書いたものには現われていない、と述べている。⁽²⁾

○米国政府と福建問題

三月二六日、ブライアンは福建問題に関する日本の提議に対し、前項の所説の如く大統領の許可を得て、次の如き回答を日本政府に送るようガスリー大使に電訓した。⁽³⁾

日本政府はジョン・ヘイの海軍貯炭所に関する申し出を以って、依然として米国が福建省の沿岸にコンセッションを獲得せんとしている証拠とみなしていること明らかである。然るに米国政府はかかる目的も懇望ももっていない

い。米国政府は、日本政府がかかる危惧の念を抱いていることを遺憾とするものであつて、この問題に關し、日本政府が安心することがあれば欣快とするところである。

米国は日本政府に対し、日本が支那との間に福建省沿岸の改修、貯炭所または海軍根拠地の設置を目的とするコンセッションをいかなる外国にも許与せざる協定を結ぶことに關し、米国政府は少しも反対せざる旨を通報されたし。かかる協定が日支両国間に結ばれるのに、米国が交換公文を承認するにおいては、米国の懇望もしくは意図に關する無益の臆測と危惧とを一掃することができる。福建省にコンセッションを許与する場合、日本に相談してもらいたいと言う日本の希望は、同省の沿岸に外国の勢力が伸長することを阻止せんとするにあると思う。

日本は危惧の念が除去された後に福建省の奥地開発に關し、何ら特殊の利益を主張する必要はなくなるものと推定し得る。事實そのことは、米国の報告並びに珍田大使の通牒に述べてある。もし日本政府が福建省奥地の開発に關し不要を感じるにおいては、米国はいかなる外国にも鐵道敷設の特権を許与しないという提議をするのが得策ではないかと日本政府に尋ねられたい。ただし、支那政府自身が福建省開発のため必要と認むるいかなる鐵道をも、これを建設、所有、運営し得ることもちろんである。外国からの借り入れ資金をもってこれを建設する場合には、その鉄道を債権者の抵当に供し、もしくはその他いかなる方法たるを問わず、これを担保に供せないという了解の下になすべきである。^②

以上は福建問題に關する日本の提議に答えたものであるが、日本の提議は福建省の沿岸たると奥地たると、また海防施設たると鐵道鉱山たるとを問わず、なおも米国の勢力がこれに侵入することを全面的に防止せんがために、米国を拘束する協定を日米間に結ばんとするに反し、米国の回答は日本をも含む一般外国の勢力の福建侵入を防止する目

的をもつて日支間に基本協定を結び、米国がこれを承認する形を執らんとするものである。従つて日米両国の案はその考え方において、大なる相違がある。國務長官は同日（三月二六日）、顧問、兵器、警察の三問題に関するもし質問を受けた場合には次の如く應答するようガスリー大使に内訓した。

第一に顧問の問題に關しては、日本は他の諸国に比較して不當に多くの顧問を出したとは主張しない。支那もまた日本に差別待遇を与えることは考えられない。ゆえに、支那は顧問の数においても、かつこれを選択する分野においても、他の強国に比較して日本に差別待遇を与えないという約束を日本と協定し得る。

第二に兵器の問題に關しても、同様の協定が遂げ得る。

第三に警察の問題に關しては、もし支那が警察の監督権を日本に譲歩する場合には、それを満州または東部蒙古並びにこれらの方における日本在留民の多い場所に限つて適用することを明白にすべきである。警察の合同監督は日本の在留民が人口の一割に達した場合、自動的に効力を發する規定とすべきである。

三月二九日、ガスリー大使は加藤外相に會見して、福建問題を執行すると同時に、顧問、兵器及び警察の三件についても内訓の趣旨に従つて米国政府の態度を開陳した。一体、日本は支那政府と交渉しているのか、米国と交渉しているのか区別のつかない程、米国政府は漸次に干渉的な態度を執るに至つた。

○米国政府と漢治萍問題

三月三〇日、米国政府はラインシュ駐支公使から、「最も重大な問題は、日本が漢治萍に関する要求二点を何度も
対支二二ヶ条要求と米国の態度（二）

固執することである。その結果は、日本の企業家に揚子江地域における鉱業開発の競争を否認する権利を与えることになる」との報告を受けたので、四月一日、東京のガスリー大使に対し、日本政府に「右は他国の国民を差別待遇する企てであるが、もしそうであるとすれば、いかなる地域がそれに含まれているか確かめられたい」と電訓し、日本の要求条項第三号によれば「将来適当な機会に日支合弁とするのみあって、何等他国の国民を差別待遇することは示唆されていない」と付言した。[◎]

四月五日、ガスリー大使は加藤外相に会見して右の訓令を執行した時、同外相はこれに対し、(一)漢治萍に対する日本的要求は、事実上大治の銭山と大治の近くにある二個の鉱山とに限られているのであって、これらは一所に経営されるべきものであること、(二)日本は銭鉱石の供給に関しては、主としてこれらの銭山に依存するのであって、これを失うことは日本の製鉄業を破壊すること、(三)日本の提議するところは、支那がこれら鉱山の共同管理及び經營に主義上同意すれば、共同委員会を設けてそのコンセッションに含まれるべき地域を確定せしめんとするにあること、(四)その地域が数里になるか數十里になるかは分からぬけれども、数百里にならないことは確かである、と答えた。ガスリー大使はこの会見の顛末を本国政府に報告するに当り、當時、日本には大治銭山の所有者が、その管理権を他の反対者に売却するのではないかと恐れていたこと、現に最近ある一派の者が、付近の鉱山を手に入れんと試みたことを付言している。

○日本政府と福建問題

四月八日、珍田大使は本国政府の訓令によって、米国政府が日本政府に對して、福建省の沿岸に海港及び貯炭所等の海防設備を造る意図なきことを声明した。声明は必要の場合、これを支那政府に内報して差し支えないかと問い合わせた。國務長官はこれに対し異存なき旨を答えた。四月九日、國務長官はラインシユ公使に対し、「日本大使から日本政府は福建省の沿岸に外國の海運根拠地、もしくは貯炭所の設置を許さない協定を日支間に結ぶことに、米国政府が反対しないことを支那政府に通告するかも知れないと知らせてきた。日本が支那にこれを通告するか否かは確実でないけれども、もしこれを通告して、しかも支那政府が貴官に確認を求めた場合、貴官はこれを確認して差支えないと。ただし、右は福建省の奥地に關することではなく、單に沿岸のみ關することである」と訓令した。⁽²⁾

珍田大使の問いかせと國務長官の訓令とは相反している。珍田大使問いかせの趣旨は、米国が福建省沿岸の海防設備に野心なきことを確めたのである。然るにブライアンは、米國側の希望的意見である日支間にまず協定を遂げ、米国がこれを承認することに日本が賛成したかの如く理解していることは大きな誤解である。ともかく福建問題に關する日米交渉は、事実上これをもって終了したのであって、日本は米国をして、少なくとも福建省の沿岸に軍事上の施設を獲得せんとする野心だけはこれを放棄せしめたのである。

○兵器問題に対するブライアンの仲介

四月一四日、國務長官は珍田大使に対し自己の私見として、兵器問題に關し米国が日支両国間に仲介の労を執るにおいては、談判の進捗上役立つことがあるのではないかと申し出た。珍田大使はこれに対し、右はあたかも支那政府

が望んでいる所であつて、仲介の結果はかえつて談判の紛糾を増すのみであると答え、この問題はそのままとなつた。

○強硬になる米国政府

支那政府がラインシュを動かしたのか、またラインシュ自身の発案によるのか、彼は米国政府が支那における条約上の権利を放棄し、支那を見捨てたと一般に言われているから、これを一掃するため何等かの手段を執る必要があると米国政府に提議したものと見え、四月一五日、国務長官はラインシュ公使に対し、非公式に次の如き意味のことを発表して差し支えないと回訓した。

米国政府は支那における条約上の権利はいかなるものもこれを放棄せず、また支那の産業的及び政治的福祉に関する一切の事項に関する米国政府の友好的関心は、少しも減却されていない。米国政府は、現下の交渉が米国の権利及び義務に影響し、もしくは米国の利益を損傷しない結果に終ることを確信して待望しつつある。

国務長官は更にこの訓令に「米国は支那の権利を侵害し、もしくは米国の利益を無視する何事をも默認してはいない」と付言した。大統領はその前日、すなわち四月一四日、この訓令案を見て、この発送を許可すると同時に国務長官に対し「ラインシュの報告の如くであれば、日支間の交渉に関しては頗る不安に堪えない。貴下は機会をみて日本大使に対し、米国は日本が希望条項の受諾を固執することに関し、重大な心配をしている旨を表明されたい。何となれば、これらの希望条項は、支那帝国の行政的独立及び自治並びに門戸開放政策の維持と両立しないこと極めて明白

であるからである。米国政府としては、事情の許す限り従来通り今日も支那の主権擁護の「チャンピオン」たるべきを示すべきである。ただし、米国自身が特殊の利益もしくは特権を求める考えを起してはならない。この方法によつてのみラインシェに対する訓令は実施され得るのである。米国が、日本の要求のいかなるものもこれを黙諾したといふのは、ラインシェに知らせたのか。新聞電報によれば、大隈伯は「米国が黙諾したと言つたということである」と書いている⁽⁸⁾。この声明が日本を牽制する効果があつたか否かは別として、少なくとも支那をして、日本に強硬な態度を執らしむる効果があつたことは確実である。

○日米交渉の内容発表を望む米国政府

四月二九日、國務長官は珍田大使の來訪を求め、友好的精神に基づいて言うことであると前提して、(一)日本が多数の軍隊を支那に留め置くことは、支那国民の感情を害し、時局のためかえつて好ましからざる結果を招来すること、(二)要求条項と希望条項との區別に関する日本政府の説明は、支那側において十分了解されていないようであること、(三)漢治萍に関する要求は支那の主権にも抵触し、殊に付近の鉱山に関する要求は、各国の権利とも衝突するようであること、(四)米国政府が日支交渉に関して、これ以上沈黙を守つてゐることは、徒らに米国一般の疑惑を深からしめるところ、同時に、日支両国協調のため、支那側に勧告も出来ない結果になるから、ある程度まで秘密厳守の責任を解除されたい、と申し出た。珍田大使はこれに対し、実は日本政府は支那に対する最終修正案を作成して支那に提出中であるから、追つて國務長官に通告する。それによつて只今挙げられた諸点も自ら氷解することと信ずと答えた時、プライア

ンは一旦提出した右の公信を撤回した。この公信に関しては二日以前、即ち四月一七日大統領がこれを閲覧して國務長官に「この手紙は立派である。貴下の言ったことは全て言うのが当然である。この手紙は貴下の言う如く決して日本を立腹させることはない。かえって良い結果になる。私の考えでは本件に関し米国の勢力が本当に弱い理由は、米国が日本に申し出たことが秘密に付せられているからであると思う。ゆえに、これらの重大問題に関する米国の立場が一般に非常に誤解され、また非常に誤解されるよう論議されているから、米国の見解を公表する必要を認めるに至ることを日本大使に言うべきが賢策と思う。米国の立場というものは、支那との条約のみならず、支那がその資源の経済的開発に付き執らんとする立場に対する米国の有する一般的利益が、米国に發言権を与えていることを指す。また米国の見解公表は支那に利益と同情とを有する他の諸国と共同してこれを行うかも知れない。それがためには、日本両国に関する限り、この源泉から衝突の起らないことを当初から明らかにするよう日米間に完全明瞭にして、親睦な関係を切望してやまない。支那に対しました米国民に対し、更に他の政府にして現在米国の如く自由に抗議し得ない立場にあるものに対し、保障を与える唯一の方法と信ずる。それと同時にラインシュに訓令して支那政府に対し、支那の主権、行政的独立もしくは領土的保全を余りに侵害する要求は、これを拒否するにおいて、米国の同情を増し得る次第を確言せしむる必要がある」と説明している。^⑯

○日本の最終案と米国の態度

四月三〇日、珍田大使は日本政府の訓令に基き、支那に提出せんとする日本の最終修正案の内容を次の如く覚書に

認めこれを國務長官に内報した。^⑧

(一) 山東省に関する提案は多少の修正をもつて協議が成立した。

(二) 南滿州に関する若干の点は協議が成立した。居住及び土地保有の問題は、依然未解決である。日本政府は今回次の如き提案を行う。

(a) 日本臣民は南滿州の地域において、各種商工業用の建物もしくは農業の目的に必要な土地を賃借もしくは所有することを許されること。

(b) 日本臣民は、南滿州の地域において入国、旅行及び居住の自由を有し、かつ各種商工業その他の営業に従事する自由を有すること。

(c) 前記二項に関し、日本臣民は正当に発給された旅券を支那の地方官憲に提出し、支那官憲に登録すること。日本臣民は日本領事の承認する支那の警察法規を尊守し、かつ日本領事の承認する租税を支那官憲に支払うこと。

民事訴訟事件に関しては、日本臣民が被告たる場合は日本領事、支那市民が被告たる場合は支那官吏がそれぞれこれを審理判決す。しかし、日本領事及び支那官吏はそれぞれその代表者を派遣して、他の審判に立合いその審理を監視することを得る。ただし土地に関する日支人間の民事訴訟においては、支那の法律及び地方慣習に従つて日本領事及び支那官吏合同して審理判決する。将来この地域における法律制度が完全に改革された暁には、日本臣民に關係する一切の民刑訴訟事件は、支那法廷において全部審理判決されること。

(三) 東部内蒙古に関しては次のことを支那政府に要求する。

対支ニヶ条要求と米国の態度(一)

対支二一ヶ条要求と米国の態度（二）

一一一

第一、農業及び付隨の産業に対し、日支人の共同企業を許す」と。

第二、支那が鉄道借款、もしくは租税担保の借款を起す場合にはまず日本に相談すること。

第三、開市場の数を増加すること。

四、漢治萍公司に関しては、支那政府は次のことを約束する。

(a) 将來同公司と日本資本家との間に結ばれることあるべき合同企業に関する契約を承認すること。

(b) 同公司を没収せざること。

(c) 利害関係ある日本資本家の同意を経ずして、同公司を国有とせざること。

(d) 同公司に日本以外の外国借款を起すことを許さざること。

五、支那沿岸の不割譲の件に関しては、日本政府は支那政府の提議するが如き宣言をもつて満足すること。

六、その他の諸点に関しては次のことを記録に残すこと。

(a) 支那政府は将来必要の場合、日本の顧問を傭聘すること。

(b) 日本臣民が支那の奥地において、学校及び病院を建設する目的をもつて土地を賃借または購入せんとする場合、支那政府はこれを許可すること。

(c) 支那政府は将来何時かその陸軍士官を日本に派遣して、直接日本の陸軍官憲と日本からの武器購入、もしくは日支共同經營の兵器廠を支那に設置することに関し、協定を遂げしむること。

(d) 支那政府は南支那において、他国に異議なきこと明瞭になつた場合、所有の鉄道コンセッションを日本に許与すること。然らざれば支那政府は、本件鉄道に関し、支那政府の意見においてこれに異議ありとする利害関

係者と日本が協定を遂ぐる（今回の支那との交渉とは別に）まで、他国との契約を差控えること。

(e) 日本人による布教自由の問題は将来の討議に譲ること。

警察の合同行政に関する原提案はこれを撤回すること。

福建省に関しては、支那政府は何等かの形式において、他国に同省沿岸に船渠、貯岸所、海軍根拠地もしくはその他の軍事施設を設ける権利を許せざる約束をなすこと。更に支那政府は同省沿岸に外国資本をもつて前記の施設を行うことを許さざることを約束すること。

以上は現下の交渉を速やかに締結せしめんがために作成した提案である。もし支那政府がこれを受諾すれば、日本は自主的に支那政府に対し、膠州湾が講和条約の結果日本の自由処分に委せられた場合、これを支那に還付することを声明する。ただしそれには一定の条件があるのであって、その主なものは次の如くである。

一、青島を商港として開放すること。

二、日本の指定する地区に、日本租界を設定すること。

三、列国の希望があれば、共同租界を設定すること。

四、ドイツの公有建物および財産の処分に関し、日支両国政府間に協定を遂げること。

五月三日、國務長官は珍田大使の覚書に対し、次の如き意見書を大統領に呈上した。⁽³⁾

南滿州において、日本臣民が土地の買い入れ、旅行、居住、営業をなし得る要求に対しても、異議を挟むべき有力な理由のないこと。しかしながら、日本領事の承認した警察法規でなければ遵守の義務のないということは、在留日本人を支配する支那の法律制定権を支那から奪うことになる。また日本領事の承認した以外の租税を支払う義

務なしということは、租税に関する主権事項については日本人は日本の法令に従うということになる。もし日本人を不公正な立法から保護せんとするにおいては、支那の警察法規が日本人に対して支那人に対するよりも厳重でないことを要求するか、もしくは日本に在留する外国人取締りのために日本が制定する警察の法規よりも厳重でないことを要求すれば足る。日本は日支人間の差別待遇に異議を挿む権利はこれをもつてゐる。殊に支那における刑罰の異様なるに顧み、日本は同一条件の下に日本自身が制定する警察法規よりも厳重ならざることを要求することは正当である。しかしながら警察法規に日本領事の承認を必要とすることは、法令制定権を日本に移譲することであつて、日本にとって多大の有利な結果となり、支那に内紛を起こすこと必至である。租税に関しても、日本人は支那人より過大な租税に服せないと規定すればそれで十分である（この点、珍田大使に申し出て見た時、同大使は支那は日本人の從事する営業にのみ適用する物別の租税を設けるかも知れないと答えた。しかしながらそれは支那の他地における同一営業に賦課する租税より重からざることを規定することによって、これを防止し得る）。要するに日本は、差別待遇を受けざることを要求する権利はあるけれども、支那人に関する規則に比較して、日本人に有利な例外的規則を招くことを要求する権利はない。

東部内蒙古に関する第三項には言及する必要ないと認める。

漢治萍に関する第四項については、「付近」の鉱山に関する要求が修正されて、選択権もしくは拒否権を含まざるに至つたことに満足して然るべきであると思う。日本がこれを拠棄したのは米国の提議に考慮を払つた結果である。今回の要求は大いに軟化されている。(a)において、将来公司と日本資本家との間に締結せらるることあるべき協定となるは、本件を公司と資本家とに委したものであつて、支那はもし支那人たる株主が日本資本家との間に

協定を遂げ得なければ共同企業を回避し得る。没収禁止に関する(b)の規定は異議を唱えるべきでないと思うけれども(c)において、支那は日本資本家の同意を経るに至らざれば、鉱山の国有を成し得ると主張することは、國土領有の大権を支那に否認することになる。支那は正当の賠償を所有者に支払えば、その領域内におけるいかなる財産もしくは産業をもって領有する権利を奪うべきでないと思う。(d)は不必要である。しかし本公司が合同組織である以上、日支両国株主の同意を経なければ、何事も成し得ないのであるから、日本人以外からの借款を禁止する必要はなくなる。もし支那が合同組織を許可する場合、日本人以外から借款を起すことを禁止してはならない。何となれば、それは日本の債権者に何時にも支那の株主を閉出し得ることになるからである。

第六項はいわゆる希望条項を含む従前の第五号に当る。しかしながら「記録に残す」べきこれら新希望条項の用語は不要である。例えば(a)の「支那政府は将来必要の場合日本の顧問を傭聘する」とあるが、これは支那が将来顧問を必要とする場合、日本の顧問以外の顧問は傭聘しないことを約束するものとも解釈され得る(珍田大使はかかる意図ではないと言うけれども、曖昧な言葉は使わないがよい)。米国側の提議は公平な基礎に立っているものであつて、支那は顧問の問題に関しては日本に差別待遇をしてはならないというにある。(b)に関しては異存はない。ただし学校及び病院のために賃借または買入れた土地を他の目的、即ち商業上もしくは軍事上の目的に使用しないことを必要とする。(c)は頗る曖昧であつて、今後問題を起こすことになるのは確実である。本件に関する米国提議はまた合理的な基礎を有するものであつて、支那は兵器の購入問題に関し、日本に差別待遇をしないというのである。支那に日支合弁の兵器廠を設置せんとする希望は、支那に不快な念を与えること当然である。もしまだその目的のために、支那がその陸軍武官を日本に派遣することを同意したとすれば、陸軍武官は日本に到着すれば、協定

を遂ぐことを拒絶するのは困難になる。(d)に掲ぐる南支那の鉄道に関する希望は、英國と相談中の鉄道を指す。他國が異議を唱えなければ、これらの鉄道を許与せよと要求していることは、明らかに日本が英國の同意を獲得する自信をもつてゐるからである。一切の鉄道は同時に勢力範囲を要求することであり、かかる勢力範囲の許与を続けることになれば、遂には支那の国を奪うことになる。米国としては支那自身が一般借款に頼り、しかも特定の財産を抵当とせずして得た資金を以つて、鉄道の建設を行うことを支那に勧告すべきである。米国の資本家は支那の信用のみで、借款に応ずると思う。もし米国資本家にしてかかる担保の下に借款に応ずるにおいては、他の資本家も同一条件の下に借款に応ぜざるを得なくなる。支那の借款をして他国政府の借款の如く、国民的のものたらしめ、これらのことにつきの希望条項のうちに於いて、最も容易に許与さるべきものと思う。警察の合同行政に関する原提案は撤回された。しかしながら、支那が何故警察の合同監理に関する要求よりも、満蒙における日本臣民に特権を許与することに、より反対するかの理由はよく判る。福建省に関する規定は「他国に」という文字を削除すれば、米国政府の提議と合致する。即ち支那は福建省の沿岸に船渠、貯炭所その他の海陸軍施設を行う権利を如何なる政府にも許与しないことになる。福建省に関する規定は支那政府を拘束して同政府が外國資本を以つて、右の如き施設を行うことを許さないようになつてゐるけれども、右は支那が船渠、貯炭所または海軍根拠地に関する協定、もしくは約束を他のいかなる外國政府とも行わない、と規定すれば十分である。日本は福建省の奥地開発に対しては何等言及していない。これ米国政府の提議と合致する。

膠州湾の還付は貴重な讓歩である。還付条件にも異存はない。日本租界の設置もその選定地区が余りに広くな

く、また上海の外国組海の如く商業および居住を目的とするものなるにおいては異存はない。

要するに珍田大使の覚書全体を見、かつまた日本がなした譲歩に顧み、日本は更に不合理な要求を修正するものと信じて差支えない。米国政府としては前もって立案した書信を変更してこれ等の諸点に関し、注意を喚起すべきである。

珍田大使は、米国政府が軍隊の使用に言及したことの当惑している旨を頗る熱心に披瀝した。何となれば、日本政府がこの際軍隊を撤退することは出来ないからである。珍田大使は日本政府が拒絶するような要求を、米国政府が提議しないことを望んでいる。ともかく日本政府のこの新提案は米国政府から更に、強硬な手紙を日本に書き送る根拠を与える。よって速かにそれを行うのが望ましい。

國務長官のこの意見は、あたかも裁判所が訴訟当事者の中立を吟味するかの如き態度であるのみならず、更に米国政府が強硬な態度を執れば、日本は譲歩するものと確信している点に特色がある。國務長官は右大統領宛意見書の内容を半公信に認め、五月五日、これを珍田大使に手渡すと同時に、日支交渉に関する米国政府の立場を公害したいとして、次の如き新聞掲載案を提示した。⁽³⁾

「日支交渉に関する米国の立場に誤解ながらしむるため、次の声明を行う。交渉の当初、日本政府は内密に米国政府に対し、討議中の事項を通報すると同時に、日本は支那の政治的独立にも、領土的保全にも干渉する意図なきこと、並びに日本の提案は何等支那と條約関係を有する他国と差別待遇するものでなく、また主要各国が言質を与えている門戸開放政策に干渉するものでもない、との確言を与えた。

米国政府は支那との条約上の権利を抛棄する考えのないのみならず、日本もしくは支那からかかる権利の放棄を

要求されたこともない。また支那の福祉と進歩とに対する米国政府の利益は何等減却されていない。米国政府が現下の交渉に関して有する唯一の利益は、その交渉が両国の満足すべき方法において締結し、その協定された条件が東洋の二大帝国の繁栄に貢献するのみならず、両国の将来及び世界の平和に必須かくべからず友好関係を保持するにある」。

珍田大使はこれに対し、新聞公表そのものには反対ないけれども、東京においても同時に類似の発表を希望しているかも知れないから、東京に報告するまで公表を待つてもらいたいと求めた。國務長官はこれを容れ、五月六日午後まで待つことにしてけれども東京から何等の申し出がなかつたがために、同日夕刻新聞社に渡し、翌五月七日発表された。

○日本政府の決意を通告

五月六日、珍田大使は日本政府の訓令に基き、支那政府の不誠実な態度に顧み日本として遂に最後の決定をなすのやむを得ざるに至った次第を次の如く米国政府に通告した。^④

最近帝国政府が支那政府に提出（四月二六日）した修正案に対する支那政府の五月一日付回答は、不満足にして極めて失望的である。甚しきは既に解決済みの諸問題を蒸し返さんとし、あるいは日本の利害を害すべき新規定を設けんとしている。事実、最も妥協的かつ互譲的精神を以つて作成された日本の最終修正案が、全然予期に反して事態の退化を見る結果になつた。もし支那政府の主張を全部受諾するにおいては、日支交渉に関する日本の当初の目的は、事實上無に値する。それにもかかわらず、支那当局は五月一日付の対案を以つて最終的のものとし、何等

修正の余地なしと声明した。

その後五月五日に至り、支那政府は外交部の一官吏を我が駐支公使の許に使わし、非公式に支那政府は五月一日の回答を撤回して、日本の最終修正案を更に考慮するという了解の下に、会談を継続したい旨を通告して来た。その際、同官吏の述べたことは依然として漠然不確定のものであつて、徒らに遷延を企て、誠意を欠くことを示すのみであった。

日本政府は右の如き事情の下に、この上交渉を継続する余地は殆んど残されていないと思うけれども、更に新提案を提出して支那に再考を求めることに決定した。この決定は日本政府が本件交渉に友好的結末を与える、以って事態の紛糾を避けんがために、努力を惜まないという誠実なる希望に基くものである。

帝国政府は支那が極東における平和維持の重要性に留意し、大局に観念して再考の上、所定の期間内に日本の最終修正案を受諾せんことを切望する。もし所定の期間内に支那政府から満足な回答を受領せざる事態に至れば、帝国政府はその意思に反すること大なりと考え、極東における帝国の地位を維持し擁護するがために、必要と認むる措置に訴える外途なきに至る。帝国政府は貴官の駐支する国の政府が叙上の事態を十分諒解せられんことを望む。

付属書一

膠州湾に関する支那政府の対案

- 一、膠租借地を無条件に支那に還付すること。
- 二、日獨間の講和會議に支那の参加を日本が承諾すること。
- 三、日本政府において、日獨戰争に伴う全損害を負担すること。
- 四、日獨戰争に關係する日本の一切の軍事施設を直ちに撤去し、かつ速かに日本軍隊を占領地から撤退すること。

付属書二

対支一一ヶ条要求と米国の態度（1）

対支二一ヶ条要求と米国の態度（二）

四〇

日本政府が支那政府に与えた最後の提案に対する回答期限は、五月九日午後六時とす。

第五号の希望条項七ヶ条中五ヶ条までは今回の最終案によれば、今回の交渉から引き離され、将来の討議に譲られたこと。残りの内一ヶ条は、福建省に關するものであつて、既に両国代表者間に交換公文を行うことに協議が成立している。警察に關する他の一ヶ条は、四月二六日の修正案において撤回されたことは、既に四月三〇日國務長官に通報した通りである。

米国政府は日本の決意の動かすべからざることを覺つたものと見え、同日（五月六日）午後六時、ラインシェ駐支公使に対し次の如き訓電を發して、支那政府に交渉繼續を促した。

大統領は貴官が外交部を訪問して、日支間の交渉が忍耐と友好との精神を以つて行なわれ、現在の紛争が友好的の解決を見るまでその交渉を繼續するよう勧告することを望んでいる。日支両国はその地理的位置を以つて、何時までも隣人でなければならない。また両国相互の利益を以つて友人でなければならない。もし日支両国が武力衝突をなすに至れば、最も不幸である。特に現在の如く世界の大部分が戦争をしている際において然りである。平和的手段を執ることこそ、終局において日支双方にとり、また殘余の世界にとつて最善であると確信する次第を勧説せら
れだし。

國務長官は同日同時刻（五月六日午後六時）、駐日代理大使に次の如き個人的に非公式な書信を、大隈首相に送るよう訓令した。

私が日本訪問の際得た貴下との個人的知り合い、並びにその知り合いに基く友情および信頼の念により、私はこ
こに個人的に非公式に貴下に訴えて、日本が忍耐の精神を以つて支那との交渉を行うよう日本政府に貴下の偉
大な勢力を及ぼすことを申し出たい。地理的位置を以つては隣人でなければならないし、相互利益を以つては友人

でなければならない日支両国が、特に現在の如き世界の大部分が戦争している際、武力衝突をなすことは最も悲しまべきことである。私は貴下が現に国際間の平和に愛着の情を持つてることに共鳴するものである。従つて現下の紛争が友好的解決を見るまで交渉を継続するようここに謹んで勧説したい。かかる方法こそ終局において、日支両国並びに世界にとって最善たることを確信する。

北京宛の電報は、ラインシュが前記の訓令を受取った時には、現に支那政府が日本の最終修正案を受諾した後であった。東京宛の電報は遅れたけれども、大隈首相宛メッセージは、五月八日正午、ホイラー代理大使から親しく大隈伯に手交された。その際大隈伯は代理大使に対し、「日本から差上げた文書に依つて、國務長官は日本が最後通牒を発したこと、外交上一切の手段を尽した後であり、また支那が不誠意に交渉を行つていると確信したからである」とを御承知と思う。日本は最後通牒は提出したけれども、それと同時に譲歩を行つて、支那をして受諾を可能ならしめたのであるから、平和的結果を生むものと確信する⁽⁶⁾」と答えると同時に、即日珍田大使を経て、正式に次の如ご回答を國務長官に寄せた。

支那政府は明かに第三国の中立を誘致する目的を以つて何等の理由を示さず交渉を遷延し、かつ挑発的方法を講じつつある。その間に日本政府は討議中の諸問題に關し、平和的解決を遂げんがために、非常なる忍耐を以つて努力して來た。今やその能う限りを尽した。現に採用しつつある方法以外に執るべき途がなくなつた。私の所信に依れば、支那政府は第三国支援がなければ必ずや、その誤れる事態を改め、彼等自身事態に處すべき眞の態度を執るようになる。ゆえに私の所見によれば、支那政府をして外国からの援助を期待せしむるが如き、いかなる行動をも遂げることが最も望ましい。

○米国政府の列国共同勧告案

日支両国政府に対し忍耐及び友好の精神を以つて交渉の継続を勧告した國務長官は、五月六日午後七時（日支両国に発電後一時間）、ペイジ駐英米国大使に対し、次の如き訓令を発した。

貴官は英国外務省を訪問し、米国政府は日支両国からの報道に依り、驚愕し痛嘆している次第を通報されたい。しかして英國政府に対し、米国政府と共同して日支両国が忍耐と友好の精神を以つて満足な結果に到達するまで、現在の交渉を継続するよう友好的で、誠意に訴える意思はないか尋ねられたい。もし日支両国が武力衝突に追込まれることがあれば不幸である。米国政府としては日支両国の友人としてかかる災厄を防止する努力に他の友好国の協力を求めることを義務と考える旨を申し出られたい。本電と同一のメッセージを仏露両国政府にも発送中である。

翌五月七日、ペイジ大使はグレー外相に会見して右の訓令を執行した時、グレー外相はその前日即ち五月六日、既にロンドンの日本大使に次の如き覚書を手渡したことと語った。

英國政府は、日支間に戦争が起ころうであるので頗る憂慮している。英國政府の所感に依れば、その戦争は日英同盟の主要目的の一たる支那の独立及び保全を危殆ならしめる。英國政府は日英同盟條約第一条に鑑み、日本政府が英國政府に相談せず、また英國政府に友好的解決を促進する機会を与えて、支那との協定を可能性ある門戸を最終的に閉鎖するからんことを信ずる。

これと同時にグレー外相は、日本政府が第五号の希望条項を撤回して将来の討議に譲ったことは、支那政府をして現在の要求を受諾せしむる途を開いたこと、並びに本日支那公使に対し、支那政府が日本の最終案を受諾せんことを望む旨を陳べたと、付言した。⁽⁵⁾

実は國務長官が英仏露三国政府に右の如き共同勧告案を提議せんとすることは、五月六日、同長官から珍田大使に話しがあつた。珍田大使はこれに対し、私見として「日本政府は再度かかる勧告に考慮を与える余地なきこと、支那はこれに依つて外部の援助を切に望むことは、かえつて時局の收拾を困難ならしむること、米国政府の真意は十分了解し得るけれども、かかる動きは日支交渉に対する米国の干渉とも看做される恐れがあること」を注意して再考を求めた。ブライアンはこれに対し「勧告に耳を傾ける余地なしとは思われないこと、漫然と遷延するが如きことはないこと、米国政府の誠意は日支両国民から十分認識されることを疑わない」と答えた。加藤外相は英仏露三国駐在の帝国大使に対し、「米国政府の提議は、かえつて支那に不利な影響を与えること、諸般の情報を総合するに、支那政府はわが提議に応ずるものと信ぜざるに付、各任国政府において出来得れば米国政府の申し出に同意を与えざらんことを申し入れるよう電訓すると同時に、珍田大使に対しても、更に國務長官に再考を要求するよう電訓した。五月八日、珍田大使は前記大隈伯の回答を持参すると同時に右の訓令を執行した時、ブライアンは「米国は支那に忠告を与えるつもりのないこと、米国の接手する報道に依れば、日本の要求は受諾されそ�であること、第五号の撤回されたことは満足である」と答えた。⁽⁶⁾英仏露の三国政府は、いづれも共同勧告案に反対の旨を米国政府に回答したと帝国大使に話しがあつた。

○米国政府の不承認主義声明

五月六日、共同勧告案を英仏露三国政府に発送すると間もなく、翌五月七日、ランシング国務省参事官は國務長官に対し「三国政府が米国の申し出を拒絶した場合（私は拒絶すると思う）、米国政府は即時行動を執る用意をなすべきである。私は次の如き意味の通告を日支両国政府に送るべきことを提議する。そんな通告を送つても、日本が支那を強制してその要求に服せしめんとする目的の実行を阻止することは出来ないかも知れないけれども、米国の利益のみならず支那の利益に関する一切の権利を完全に留保し得ることができる。これがために現在支那に強要された協定も事態が好転すれば、将来当然討議の題目となり得る」との意見を具申した。⁽⁴⁾ このランシングの通告案は大統領の閲覧に供した時、五月十日、ウイルソンは國務長官に対し「世界全体の政治的情勢に鑑み、ランシングの提議したような警告を与えることは賢策と思う。右は米国の権利を不確定のものとしないと同時に、支那に関する各国間の厳肅なる了解を破つた日本の計画を黙認したように思わしめないことになる。また第五号の討議を頗る長く延期することが得策であるより日本の官僚心理に好影響を与えるかも知れない」と答えた。⁽⁵⁾ 五月一三日午後二時半、東京の米国代理大使はランシングの立案による次の如き覚書を加藤外相に手渡した。

日支両国政府間に行なわれかつ現に懸案中なる交渉の経過、並びにその結果として到達する協定に鑑み、米国政府は日支両国政府間に既に結ばれ、もしくは結ばることあるべきいかなる協定、もしくは約束にても支那における米国及び米国市民の条約上の権利、支那共和国の政治的もしくは領土的保全、門戸開放主義と普通に知られたる

支那に関する國務政策を害するものはこれを承認する能わざる次第を日本政府に通告する。

加藤外相は米国代理大使に対し、かかる覚書を提出した動機は何かと尋ねた時、同代理大使は、右は單に記録に留めんがための旨であると答えた。國務長官も珍田大使の質問に対し、右は事前の注意のため、米国政府の態度を記録に残しておくのがよいと考えたに外ならないと答えた。

同時に同文の通告が支那政府にも送致された。ラインシュ公使は外交部長にこれを手交するに当つて、条約文には「この条約のいかなる条項も支那の政治的もしくは領土的保全、並びに通商上の機會均等主義を害するものにあらず」との一ヶ条を挿入すべき旨を提言した。更にラインシュは本国政府に向つて、今回の日支条約の結果、支那における外国人の地位及び権利に何等変更を來するものある場合には、米国政府はそれに関する通知を受くべきものであることを正式に支那政府に要求して差し支えないと伺つた。五月一五日、これに対し、米国政府は前記の注意的条文を挿入する件はその必要ないけれども、後記の件は当然かかる通知を受けるものと考へること、並びにかかる通知は米国政府をして、最惠国条款に依りいかなる特權にも均霑せしめ得るがために必要であると回訓した。⁽⁵⁾ 果せるかな五月一七日、在京の米国代理大使は「米国政府は日支間の新条約中、支那における外国人の地位に変更來すが如きものあらば、当然右に関する通知を受くべきものと思う」という覚書を松井次官に手交すると同時に、右は支那政府にも同様提出したと付言した。

○二二ヶ条要求と米国の世論

二一ヶ条要求に対する米国の新聞論調は、支那がこれを受諾した前後に依つて大なる変化がある。受諾以前における新聞論調は明かに刺激性のものが多く、極東に対する日本の意図に關し不信の念を披瀝している。「ニューヨーク・ワールド」、「ニューヨーク・イブニング・メール」、「ニューヨーク・タイムズ」、「ニューヨーク・サン」、「ニューヨーク・ヘラルド」、「ブルックリン・イーグル」、「ロチエスター・デモクラート・アンド・クロニクル」、「ボストン・ランズクリップト」、「ボルチモア・アメリカン」、「フィラデルフィア・レディー」、「ワシントン・ジャーナル」、「ワシントン・ポスト」、「メンフィス・ニューズセンター」、「サバナ・ニューズ」、「ニューオリンズ・アイテム」、「シカゴ・トリビュン」、「シカゴ・ヘラルド」、「インディアナポリス・ニューズ」、「ミネアポリス・ニューズ」、「タリーブランド・プレーンディイラー」、「デトロイト・ジャーナル」、「グランド・ラピッジ・ヘラルド」、「セスマルク・トリビュン」、「セントルイス・グローブ・デモクラート」、「カンサスシティ・ジャーナル」、「ロスアンゼルス・タイムズ」、「ボノルル・ビルディング」、「ボノルル・スター」等の各地の大小諸新聞は日本に対し敵対的であつて、極東の将来に対し懷疑的意見を披瀝した。殊に「ニューヨーク・アメリカン」、「ニューヨーク・モーニング・テレグラフ」、「シカゴ・デイリー・トリビュン」の如きは、来たるべき日米衝突に備える所なからべからずと論じている。

支那に多大の利害關係を有する教会関係者は、非常に激昂した。支那在住の宣教師は大統領に電報して、支那及び米国の利益のために干渉すべしとさえ訴えた。ギルバード・レード師は、日本の要求を以つて支那の霸權を掌握しながら、しかも約束には違反しまいとする戦略的やり方であると主張した。日本びいきと言われたジョージ・グリーンソンさえ、日本の要求を以つて「日本の侵略政策の偽らざる具体的証拠である」と主張した、「エッシュヨナリー・レビューア」は、日本の要求を「高圧的である」と評した。然るにグーリック日本伝導師、シェーラー・マシニースの両

博士は、日本は門戸開放を維持し、支那の保全を尊重するとみなし、「日本モンロー主義」は米国の如く、西太平洋において、日本が指導的立場をとるという宣言に外ならないとしてこれに賛成した。

米国の実業界は日本の対支要求には賛成しないけれども、日支両国に商業上の利害関係を持つてゐる關係上、中立的態度をとつた、と「ニューヨーク・コマーシャル・アンド・フィナンシャル・クロニクル」及び「ニューヨーク・ジャーナル・オブ・コンマース」は、このような見解を披瀝してゐる。ユーニス・ステイブル会社のゲーリー社長及び「マイニング・アンド・サイアンテフィンク・プレス」の主筆、トーマス・リードも中立的態度であつた。

極東問題の研究学者は、概して支那に同情的の意見を發表した。ホーンベックは日本の行動を以つて、頗る帝国主義的であると論じた。東洋史家ペイソン・ツリートすら「これらの要求条項の多くは、日本が支那に対して驚くべき同情の欠乏を示すことを知る」と述べた。カール・クローは日本の要求は「不吉な意義」を持っていると評した。しかししながらリンドセー・ラッセルは日本を支持し、ウォルター・ウェール、バーレット・ウェンデル、ジャクソン・フレミング等の東洋学者は、日本は極東において優越的な地位をもつべきである、と評した。

支那が遂に日本の要求を受諾した後は、米国の新聞雑誌はその論調を変えた。あるものは穏やかな調子に変じ、他のものは樂觀的になつた。例えば「ニューヨーク・トリビューン」の如きは、日本は支那に対する米国の投資を歓迎すると論じ、「ニューヨーク・グローブ」「ニューヨーク・イブニング・ポスト」「ワシントン・タイムズ」の如きは「アジアは日本にとって、企業の自然的原理である」と論じた。「アウトロック」「インデペンデント」「ニューサーブリック」の如き議論本位の雑誌は、日本が支那の政治的覇権を握つても門戸開放主義は維持されると論じ、「ニューヨーク・イブニング・ポスト」「ニューアーク・ニュース」「ピッツバーグ・クロニクル・トレグラフ」

「」、「リヨーオリンズ・タイムズ」、「ヤンブルイス・スター」、「サンフランシスコ・クロニクル」等は「日本の行動は自然的現象である」と説明した。リヨーオリンズ・タイムズ曰く、「日本は単にヨーロッパの真似をしたのみである」との意見を述べ、「チャーチベリー・リヨーズ・アンド・クーリヒ」曰く、「極東は極東自身の問題を処理せねばならない」と論じた。しかしながら全部の新聞が新事態に満足しないのではないか、「ボストン・ハーバー」、「ボストン・トランスクリップト」、「ハースアメリカン・ニュース」、「コラチモンズ・タイムズ・ディスペーチ」、「リヨーオランズ・タイムズ」、「イングリアナポリス・リヨーズ」、「ヤンブルイス・クローブ・デモクラート」等、「豈」開放主義が維持せらるる何等かの保障を要求し、豈「開放主義が失われれば、日本は故意に支那を搾取しつゝあるとの結論に到達せざるを得なくなむ」と論じてゐる。

注

② 支那において反日感情の醸成に全力を傾けてゐるのは決してマイドはなく、ブライアーンの船でたる駐支米國公使、ブライアント、セシル・ロード、在支米國新聞記者、米國宣教師、米國商人等であった(Foreign Relations of the United States, 1915, p. 92. 参照)。

◎ Foreign Relations of the United States (The Lansing Papers) 1914-1920. vol. II, pp. 409-414. 並に準じ The Lansing Papers (略称して「支那」)。

◎ Foreign Relations of the United States, 1915, pp. 116-117.

◎ 11月17日、ブライアントは珍田大使に対し、同様、米国は福建省に軍港、貯炭所等の海防設備を造る意向は少くもない。従つて日本が支那をして、何の国にもつかかる立場を許すやうになるとを約束せしむるにおいては、米国は何といふに異議を唱え難いのみならず、日本政府において希望せらるるにおいては、進んでその旨を支那政府に声明して差し支えない申し入れた。珍田大使はこれに対し、日本は海防設備ないし、鐵道、鉱山等の全て外國勢力を誘致する一切の企画に反対せらるを得ないと答えた。ブライアントはこれに対し、米國の立場としてはそひまで約束することはできないと答えた。ゆえに米

國は海軍根據地の獲得を断念したがる如くでもあるたゞいゝ。福建の開拓に關する野心は放棄する意願のせんじが半々（鹿島研究會出版会、昭和四年、一一一九—一三〇頁）。

- ◎ The Lansing Papers, 1914-1920, vol. II, p. 414.
- ◎ Foreign Relations, 1915, pp. 118-119.
- ◎ The Lansing Papers, pp. 415-416.
- ◎ Foreign Relations 1915, pp. 124-125.
- ◎ 伊藤忠應編「加藤高明伝」ト巻、加藤高明編纂委員會、昭和四年、一九五頁。
- ◎ The Lansing Papers, pp. 416-417.
- ◎ Ibid, pp. 417-418.
- ◎ The Foreign Relations, 1915, pp. 128-130.
- ◎ The Lansing Papers, pp. 418-422.
- ◎ The Foreign Relations, 1915, p. 143.
- ◎ Ibid, pp. 141-143.
- ◎ The Lansing Papers, pp. 422-423.
- ◎ 五月八日、東京において米国代理大使が英國大使に面会した際、英國大使はロンドンにおいてグレーブ相が日本大使に対する最重大事であつて、あるじは支那の崩壊をみるに至るかも知れぬ、「我國は忍耐と妥協とを勧めた」との電報を示し、更に北京の英國代理大使からも支那政府に対し日本の最後通牒を受諾するとの強く勧められ、並びに支那政府はこれを受諾するとの確信あるとの電報が来てゐる、と語った（鹿島、前掲書、二一六—二二〇頁）。
- ◎ The Lansing Papers pp. 423-425.
- ◎ 五月一〇日、サノノハ露国外務大臣はマンウ・マッチャ・マンウズキー駐日大使に対し、「ロンドン駐在の米国大使から支那との和平の必要を日本政府に説得するため、米国の措置を支持するよう要求があつたが、私は日露同盟條約を指しして、その案に同意を与えたかった」と電報してゐる（Griswold A. W., The Far Eastern Policy of the United States, New York, 1938, p. 194.）。

④ 「現在支那に強要された協定は、事態が好転すれば将来当然討議の題目に成り得る」という思想は、支那政府に伝達され、支那が二一ヶ条約に調印したのは強要の結果やむを得ず、一時的に調印したものであつて、将来好時機が来れば、もちろん再議する考えを当初からもつていたと主張するに至らしめたんだ」⁴⁴ パリ条約会議及びワシントン会議における支那代表声明によつて、これを知ることができる（田村幸策著、「最返支那外交史」上巻、外交時報社、昭和一四年、九四一—九四九頁。同書、中巻、九三三頁）。

⑤ ウィルソン大統領が日本の対支要求をめぐる「支那に関する各国間の厳謹なる了解を破いた」ものと解釈して、これを留意すべきである（The Lansing Papers, pp. 424-426.）。

⑥ B. E. ラシング「入江昭井著「トーハッカの対日政策（日米關係の展開）」、日本国際政治叢書、有斐閣、昭和二十六年、六四頁。

⑦ Foreign Relations, 1915, pp. 146-147.

⑧ Japan in American Public Opinion by Eleanor Tupper and George E. Mc-Reynolds, New York, 1937, pp. 112-117.